

428. 低圧配線器具等の施設・低圧屋内配線工事の適用

〈低圧配線器具等の施設〉

- ① 配線器具の施設：配線器具は、次のように施設しなければならない
 ・充電部分が露出しないように施設する事（ただし、取扱者以外の者が出入りできないように措置した場所に施設する場合は除く）。湿気の多い場所または水気のある場所に施設する場合は、防湿装置を施す事。配線器具に電線を接続する場合は、ねじ止めその他これと同等以上の効力の有る方法により、堅ろうに、かつ電氣的に完全に接続すると共に、接続点に張力が加わらないようにする事。屋外において電気機械器具に施設する開閉器、接続器、点滅器その他の器具は、損傷を受ける恐れが有る場合には、これに堅ろうな防護措置を施す事。低圧用他の器具は、非包装ヒューズは、不燃性の物で製作した箱、または内面すべてに不燃性の物を張った箱の内部に施設する事（一部例外規定有り→解釈第150条参照）
- ② 電気機械器具の施設：電気機械器具は、次のように施設しなければならない
 ・充電部分が露出しないように施設する事（一部例外規定有り→解釈第151条参照）。通電部分に人が立ち入る電気機械器具を施設しない事（ただし、電気浴器は除く）。屋外に施設する電気機械器具内の配線のうち、人が接触する恐れまたは損傷を受ける部分は、金属管工事またはケーブル工事により施設する事。電気機械器具に電線を接続する場合は、ねじ止めなどにより堅ろうに、かつ電氣的に完全に接続すると共に、接続点に張力が加わらないようにする事
- ③ 電熱装置の施設：電熱装置は、発熱体を機械器具の内部に安全に施設できる構造の物でなければならない（一部例外規定有り→解釈第152条参照）。また、電熱装置に接続する電線は、熱のため電線の被覆を損傷しないように施設しなければならない

〈低圧屋内配線工事の適用〉

- ・その他の場所：湿気の多い場所または水気のある場所を示す
 ・○印：当該工事の施設できる場所を示す

	300V以下						300V超過					
	展開した場所		点検できる隠ぺい場所		点検できない隠ぺい場所		展開した場所		点検できる隠ぺい場所		点検できない隠ぺい場所	
	た乾燥場所	のその他の場所	た乾燥場所	のその他の場所	た乾燥場所	のその他の場所	た乾燥場所	のその他の場所	た乾燥場所	のその他の場所	た乾燥場所	のその他の場所
かいし引き工事	○	○	○	○			○	○	○	○		
合成樹脂管工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金属管工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金属可とう電線管工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金属線ぴ工事	○		○				○		○			
金属ダクト工事	○		○				○		○			
バスダクト工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ケーブル工事					○							
フロアダクト工事			○		○							
セルラダクト工事			○									
ライティングダクト工事	○		○									
平形保護層工事			○									

Q. 次の中で300V以下の展開して乾燥した場所で用いる事ができる屋内配線の工事方法は？

- A. フロアダクト工事 B. セルラダクト工事
 C. ライティングダクト工事 D. 平形保護層工事

表を見ると
Cね

問4
題状